

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止が長く求められる中、就労継続支援事業所の生産活動は、特に大きな影響を受けており、このままでは、事業継続自体が困難になり、地域の障害福祉サービスの基盤、ひいては障害者の働く場が失われかねない状況。
- このため、就労継続支援事業所の生産活動の再起に向けて必要となる費用などについて支援し、生産活動の存続を下支えすることを通じ、引き続き、障害者の働く場及び利用者の賃金・工賃の確保を図る。

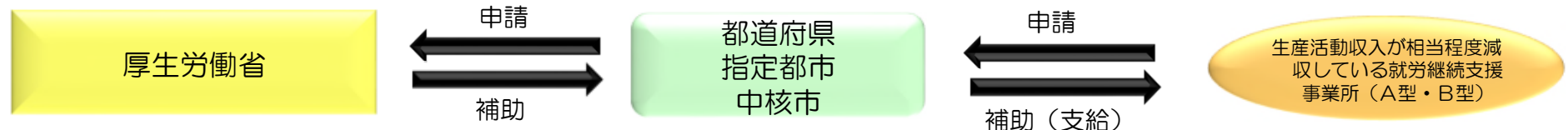
### 事業内容

直近の生産活動収入が相当程度減収している就労継続支援事業所(A型・B型)に対し、次の費用などについて支援を行う。

＜対象として想定される生産活動の再起に要する費用などの主な例＞ ※他の経営支援施策を受けている場合は除く

- ・ 生産活動収入の減収下においても生産活動を存続させるために必要となる固定経費等の支出に要する費用
- ・ 生産活動の再稼働等に係る設備整備のメンテナンス等に要する費用
- ・ 通信販売、宅配、ホームページ制作等新たな販路拡大等に要する費用
- ・ 新たな生産活動への転換等に要する費用
- ・ 在庫調整等に要する費用や風評被害への対応等に係る広報活動に要する費用 等

### 事業スキーム等



＜実施主体、補助率＞

実施主体:都道府県・指定都市・中核市

補助率:国10/10

1事業所当たり最大50万円